

裁判員制度とは

山形地方裁判所

Q 裁判員制度とはどのような制度ですか？

A 一定の重大な犯罪について、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加していただき、**裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを**決めていただく制度です。



裁判所ナビゲーター
「さいたん」



Q 裁判員制度はどのようにして導入されたのですか？

A 国民の皆さんが刑事裁判に参加することにより、**裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民の皆さんの信頼向上につながる**ことを期待して導入されました。

Q 裁判員は法廷で何をしますか？

A 裁判員は、裁判官と一緒に、**法廷での審理に出席し、検察官や弁護人の主張を聞きつつ、証拠物を見たり、証拠書類の説明を受けたり、証人や被告人から直接話を聞いたり**します。

裁判員の皆さんに参加していただくため、**法廷での審理は、できる限り見たり聞いたりするだけで理解できるように工夫しています。**なお、裁判員経験者のうち70.4%の方が「審理が分かりやすかった」と述べています。

Q 裁判員は評議で何をしますか？

A 法廷での審理を踏まえ、他の裁判員や裁判官と一緒に議論し、**お互いに自分の意見を述べるとともに、他の方々の意見をよく聞いて、議論を尽くして、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを**決めます。

結論を出すに当たって**法律知識が必要な場合には、裁判官から分かりやすく説明します。**また、裁判官が評議の司会を務め、議論を整理し、それぞれが発言する機会を十分に確保するなどして、**裁判員の皆さんがご自分の意見を十分に言えるように配慮しています。**なお、裁判員経験者のうち75.8%の方が「評議において十分議論ができた」と感想を述べています。

Q 実際に裁判員を経験した人はどのような感想を述べていますか？

A 裁判員に選ばれる前に裁判員を「やってみたい」と思っていた方は40.2%でしたが、参加後には**96.3%の方が「よい経験であった」とおっしゃっています。**

実際に山形地方裁判所で裁判員を経験された方々のご感想には、次のようなものがあります。

- ・ 私が担当した裁判の裁判員は、幅広い年齢層の方が集まっており、それぞれの視点や考えがあるのだと感心し、大変良い経験でした。
- ・ 十分な評議時間があったため、いろいろな意見が出て、市民感覚が十分に反映された納得の行く判決になったと思います。私も、日を追うごとに使命感が強くなり、最後までやり通すことができました。
- ・ 裁判員を経験して、自分の意見だけでなく、色々な意見を尊重できるようになり、物事の見方が変わりました。裁判員は自分を見つめ直すきっかけになるし、人に対して平等な気持ちを養うことができるいい機会なので、選ばれたら是非参加してみてください。



Q 裁判員制度はいつ始まったのですか？

A 2009年（平成21年）5月21日にスタートしました。

Q 裁判員裁判はどこで行われているのですか？

A 全国の地方裁判所の本庁50か所と支部10か所で行われています。

山形県では、山形市にある山形地方裁判所で行われています。新庄支部、米沢支部、鶴岡支部、酒田支部では行われていません。県民の皆さんには、県内各地から山形地方裁判所に来て、刑事裁判に参加していただいています。

Q これまで裁判員裁判は何件くらい行われていますか？

A 全国では約1万6千件の裁判員裁判が行われ、約12万人の国民の皆さんに刑事裁判に参加していただいています。

山形地方裁判所では、約80件の裁判員裁判が行われ、約600人の県民の皆さんに刑事裁判に参加していただいています。

■ 出前講義のご案内 ■

山形地方・家庭裁判所では、裁判官が学校、職場、公民館などに伺って講義を行う、「出前講義」を行っています。

詳しくは、山形地方・家庭裁判所のウェブサイトをご覧ください。

（お申し込み先・お問い合わせ先）山形地方裁判所総務課庶務係 TEL 023-623-9513（直通）